# 行政書士冨田賢事務所報 2010 · 向日葵

7月1日をもって冨田事務所開設1周年を迎えました。あっという間の1年であり売上は・・・(汗)ですが、数々の実務研鑽を重ねることができました。

先月から劇的に問合せが増えました。借地借家関係、自転車事故、相続、語学教室の中途解約、風俗営業許可、離婚・・・と枚挙に暇がありません。地域の方の暮らしのご相談が多いような気が致しました。「行政書士2年生」の冨田をどうぞ宜しくお願い申し上げます。



## 法務顧問契約のご案内

「建設業許可や会社設立などの手続を教えて欲しい!」 「売掛金回収の内容証明郵便を送りたいけど、どうしたら・・・?」 「契約を締結したいが、契約書の内容はどうしようかな?」

弁護士だと敷居が高いし、お金もかかりそうだし・・・といって、 自分で書類作成するのはちょっと不安・・・どうしようかしら?

こんな、事業経営上のちょっとした疑問の処理を、さっとアドバイスいたします。 行政書士冨田賢事務所では、中小企業及び個人事業者の皆様を対象に、事業経営から生じる上記のような問題の法務相談をお受けする、1年間の顧問契約を承っております。 また弁護士・司法書士・税理士・社会保険労務士など他士業とも連携をとっていますので、行政書士にできない職域であってもスピーディに解決に動けます。

### 【法務顧問契約の内容】

お客様と話し合いの上、契約書を必ず取り交わし選択明記します。

### 【法務相談料】

契約中の1年間は、法務相談を何回お受けしても無料!!

### 【法務調査料】

契約中の1年間は、法務相談に伴う各種調査は基本的に無料!!

※手続書類作成及び申請には別途報酬が必要です。冨田事務所規定報酬額より一定割引の特典あり!

### 【定期健診】

定期的に御社事業所へご挨拶に伺います(最低月1回)。

### 【価格】

月10,500~52,500円(税込)

※上記金額に申請書類作成料・手数料等の実費は含まれておりません。

問合せ/行政書士冨田賢事務所 担当行政書士:冨田 電話 03-3901-2153

### 前号「借地借家ラプソディN」の補筆

借地の明渡しトラブルにおいて、

「もしかしたら地主から更新拒絶の旨の内容証明郵便が来る可能性もあります。そうしたら本件の相談申込者は、反論の内容証明郵便を出すべきですから、 その折は冨田事務所で作成相談に乗りますよ、と申し上げました。

それでもこじれたら簡裁の民事調停で決着をつけることとなります」

と執筆しましたが、ご同業の先生から「民事調停だけでは必ずしも決着がつかないのではないか?」とご指摘を受けたので、補筆いたします。

調停は、当事者同士の合意によって紛争の解決を図ることを目的とするもので、裁判外紛争手続(ADR)の一つです。調停委員立会いのもと、お互いが譲り合って解決することを目的としていますので、必ずしも法律にしばられず、実情に合った円満な解決を図ることができます。ちなみに民事調停は、裁判官1名と調停委員2名以上とで構成される調停委員会で構成され、簡易裁判所で実施されます。

さらに債務の弁済が困難となった場合に、経済的再生のために申し立てる「特定調停」という制度も用意されています。具体的には、借金返済が滞っている債務者が経済的に立ち直れるようにするため、利害関係人を交えて返済条件の軽減の合意をすることなどが挙げられます。

調停不成立となった場合は、民事訴訟に移行します。私が、前号で民事調停の 方を強調したのには理由があり、相手と話し合うことなく、いきなり訴訟提起す ると、かえって感情的になり紛争がこじれてしまったりするからです。

さらに裁判と違ったメリットとして、簡単な手続である、非公開である、申立 手数料が安価、期間も短い(多くの事件で3回程度で解決)、調停合意には判決 と同じ効力がある、などがあります。

第一段階として民事調停を試みて、万一不成立となった場合に初めて民事訴訟・・・という流れがスマートでしょう。

## 冨田事務所プログ、毎日快調更新中!

4月6日より開始したブログですが、お陰様で日に200を超えるアクセスを 頂戴しております。アメーバブログ(アメブロ)を利用しております。

「明朗・誠実・一生懸命な行政書士が走る!! 行政書士冨田賢のブログ」

### http://ameblo.jp/gyousei-tomitamasaru/

特筆すべきは、6月30日に他のアメブロ利用者の方から債権回収の法務相談を承ったことです。また7月9日には別のアメブロ利用者として公認会計士・税理士の先生が冨田事務所までご来所して下さいました。

事務所報・ホームページと並ぶ、「営業・広告・宣伝」の3本柱として思い切って踏み出したブログが、こんなにも早く成果が出るとは夢みたいです。

## 株式会社か特例有限会社か?

現在、有限会社と名乗っている会社は、本来「特例有限会社」といい、会社法 上はあくまで株式会社の類型に入ります。

ずっと特例有限会社のままでいても構いませんし、登記上はあくまで株式会社 であるので、それ自体について改めて申請の必要はありません。

あとはネームバリューの問題です。そのためには商号変更登記が必要となります。ゼロから株式会社を設立するよりは手間暇がかかりません。

ただし株式会社にすると、官報や新聞等での決算公告手続の義務、役員の任期 設定が生じます。換言すると特例有限会社のままであれば、決算公告手続をしな くても済み、役員任期は無制限であるということです。

冬に、父の知人の方からご依頼を受けて、長短所を全部ご説明したことがありました。株式会社に移行するか、特例有限会社として維持するか、よ~く考えてご判断下さい。冨田事務所では登記申請書類の作成まででき、法務局への提出は関係者様ご自身にお願いするスタイルです。

## 自筆証書遺言の検認について

先月から、父の知人様による相続のご相談を承っております。

春にかかわった案件と似ていて、子供のいない夫婦の夫が死亡。妻の他には、 夫の生き残りの兄弟、亡くなった兄弟の子孫(甥・姪)が相続人となります。

父からは「遺言はないようだよ」と聞かされていたので、日頃法務相談においてレジュメを作成する私は、遺産分割協議を主体とする内容でまとめました。

ところが今回は自筆証書遺言があったのです!

自筆証書遺言を有効化するには、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所へ遅滞なく提出し、検認の手続を経なければなりません。その後、遺言の内容により具体手続を開始する事となります。

それ自体の様式は全文・日付・氏名が自書され、自書した年月日が明記されていること、押印があるか等の制約はあります。

家裁で要求されるものは、被相続人の生まれてから亡くなるまでの戸籍すべて、住民票除票、相続人全員の戸籍・住民票などで、ここら辺は遺産分割協議当初の相続人確定作業とほとんど変わりません。他には検認手続申立人の認印、所定の収入印紙、通常切手×所定枚数分といったところです。

家裁における検認期間は通常の場合で1ヶ月半~2ヶ月、最長で3ヶ月以上かかることもありますし、その間は勝手に遺言執行することはできません。検認手続を怠った者や、検認を受けない状態で遺言を執行すると、5万円以下の過料に処せられます。

検認を終えた遺言書は、「この遺言書は●●家庭裁判所において、平成22年●月 ●日午前(後)●時●分の期日に同庁平成22年(家)第●●号遺言書検認事件として 検認を了したものであることを証明する」と書かれた検認済証明書が交付されます。

これによって被相続人の預金などを解約するに際し、銀行等に対しては遺言書は検認を済ませたものであるとしてスムースにいくようになります。

## 感動のおし花祝電~開業1周年



左のものが何だかお分かりになるでしょ うか? おし花電報「グレース」というもの です。

私も初めて受け取りましたが、師匠の事務 所時代の補助者仲間の方が、7月1日に冨田 事務所まで祝電として送って下さいました。

あんまり綺麗で素敵なので、事務所報今号 でご紹介させて頂きます。

とても手の込んだ電報で、おし花を長持ち させるため、調湿効果のある炭粉を塗布した シート入りのものです。私は直ちに、これを 事務所応接間に額縁入りで飾りました。

祝電を下さった方は現在、行政書士試験に挑戦し続けています。先頃の試験では、もうあと少しという寸前のところまで迫りましたが、惜しくも不合格でした。 以降、暫く連絡が途絶え、「どうしたのかな? 勉強を続けているのかな?」私 は心配しておりました。

ところがまさかの弊事務所開業1周年の祝電を発送して下さったのです。こんな祝電をくれたのは、後にも先にも彼だけでした!

彼は元気で、諦めず試験勉強を続けていたのです。私は安堵するとともに、と ても嬉しくなりました。

これは私の勲章です。このおし花祝電の美しさ、そして彼の心の美しさに恥じない、行政書士としての活躍をしなければならない、と思いました。いつの日か、「冨田さん、受かりました!」と彼が笑顔で来所してきますように。

平成22年8月2日発行 (不定期発行) 第13号

発行 行政書士冨田賢事務所 行政書士 冨田 賢(とみた まさる)

〒115-0045 東京都北区赤羽 2-31-3 タグチコーポ 101 号室

IR 赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口下車ともに徒歩8分

電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164

メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp

URL http://www7b.biglobe.ne.jp/~gtmo/

※ヤッフー検索「行政 冨田」で上位に出ます。バックナンバー閲覧可。

ブログ http://ameblo.jp/gyousei-tomitamasaru/

※ヤッフー検索「行政 冨田」で上位に出ます。毎日更新!

建設·宅建、会社設立、相続、内容証明、各種許認可

※8月23日(月)から26日(木)まで夏季休暇を頂きます。